

# 五月三日の会 通信

5

私自身プラスなにかにあてた断章  
神戸から  
岡山から

7. III.  
1971

私自身プラス

なにかにあてた断片

神山義正

すて……

※ ※ ※ ※ ※  
schattenbild

hans magnus enzensoerger

ich male den schnee.

ich male beharrlich

ich male lotrecht

mit einem großen pinsel

auf diese reißerseite

den schnee.

ich male die erde.

ich male den schatten

der erde, die nacht.

ich schlafe nicht.

ich male

die ganze nacht.

der schnee fällt

lotrecht, beharrlich

メモ↑六項↑六甲↑時間↑空間の責任の力学↑仮装組織論↑関係として  
の原被告団を追求するため、自らをメモとメモをつなぐ間隙とは  
直角の方向へ参加させつつ、メモたちに相互の間隙に生成し崩壊  
するドラマをかいま見よノと断固に、だが、あくまでも静かに迫る  
松下昇氏の表現を黙読しつつ、その無言の言葉を耳で聴きとりつ  
つ、眼前の空間に無言で、だが精一杯の音量をあつ発声直前に抱く  
空虚と感動をかりうじての・利・那にこらえて、吐きたそうと試みな  
がら、同時に、その同じ私自身の意識空間に、私は、ひとりのドイ  
ツの詩人のあるひとつの詩を、黙読しつつ、その無言の言葉を耳で  
聴きとりつつ、眼前の空間に無言で、だが精一杯の音量をあつ発声  
直前に抱く空虚と感動をかりうじての・利・那にこらえて、吐きたそ  
うと試みている・・・悲しいことには、ドイツ語のリズムをすぐさま  
意識的に私自身の国語に翻訳している自分をおさえることもでき

auf das was ich male.  
ein großer schatten  
fällt  
auf mein schattenbild.  
in diesen schatten  
male ich  
mit dem großen pinsel  
der nacht  
beharrlich  
meinen winzigen schatten.

かけえ

ハンス・マグヌス・エンツェンスベルガー

ぼくは ゆきを えがく。  
ぼくは しんぼうよく えがく  
ぼくは すいよくに えがく  
しっほんのおおきなえふで  
このしろいめんのをえ  
ゆきを。

ぼくは だいちを えがく。  
ぼくは だいちの かけを  
えがく、よるを。

ぼくは ねむら なす。  
ぼくは えがく  
よどおし。

ゆきが ふる  
すいよくに、しんぼうよく  
ぼくが えがいているもの  
のうえに。  
おおきな かけが ひとつ  
ぼくの かけえのうえに  
さす。

この かけの なかへ

ぼくは えがきこむ

この おおきな

よるの えふで

しんぼうよく

ぼくの ちっぼけな かけを。

そして私の意識空間を浮遊するこの、六甲とかけえとの直角・垂直方向にかたちづくられた彎曲した空間を飛翔しようと絶望的にあがくこの私。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

この私は……?

「あなた、おとななんだろう？ みればわかるからね……おとなならわかっているだろう！」

こんなときどうすればいいか……さあ、おとなしくてなさいよ。さあ……」

第2回松下昇公判廷で、ひとりの傍聴人に対する拘束命令をすばやく聴きつけ、裁判長 (Encephalomalazie?) の正式(?)の要請もなしに踏み込んで来て、退廷する間もなく出された傍聴人全員退廷命令をうれしそくに黙と実力行使しはじめた。たちの中のひとりが、私に対してあまり手も出さずに言った言葉だ。//ほかの傍聴人たちは乱暴に廷外へ押し出されているのに、私は一度もこづかれなかったし、なぐられもけられもなかった。ときどき両腕を強くひっぱられただけだった。十年前まで陸上競技とラグビーで鍛えた私には、これは何でもないことだった。背がひとよりちよつと高かったからだろう (私より高い♫はいなかった)。体重があるからというわけでは絶対ありえない (私は六三キロしかない。統計上、私の身長なら七五〜八〇キロぐらいあるはずだからだ)。そうだ、そうにちがいない。そういえば、かれらとひとりひとり相對したとき、私の眼を下から上へ見上げたかれらひとりひとりの眼によぎった、あの一瞬のとまどいを、私は生々しく思い浮べることができた。だが、このとき私は「権力」のもつ不確かな、だがおそろしいほどの迫真性を感じたのも確かだった。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※  
「現在、○○拘置所に拘留中の○○大学○○学部学生○○○○君の保釈願を左記の理由により申請いたします。

○○君は逮捕以前から健康体とはいえず、それは特に胸部疾患と胃の衰弱において顕著でした。その結果○○君の健康状態は、逮捕後一年近くにも及ぶ長期拘留により、更に悪化しており、これ以上

の拘留は○○君の心身両面にわたり無理であろうと思われます。

とりわけ昨年の冬は一日中咳止めの薬を飲むことよって更に胃を荒らすこととなり、胃の薬をもあわせ飲まなければならなくなりました。ついには昨年〇月〇日には吐血し、病舎入棟により小康を得ましたが、本年〇月中旬には慢性気管支炎と喘息の診断を受け、同時に、結核の疑いはれなかつたため、レントゲン撮影、血沈等の検診をも受けました。その後も喘息の発作はおさまらず毎晩苦しみ続け、毎日三回喘息の薬と胃散を飲むという状態です。

すでに一年にもおよび拘留に加え再び冬をむかえる今、という時点を考えますと、このような主として投薬による治療だけでは、○○君の肉体がこの厳しい冬に耐えられないことは明らかであろうと思われます。

したがって右の理由により私は○○君の健康回復のために保釈願を上申する次第であります。

なお、保釈許可後の○○君の出廷は保証いたします。

昭和四五年〇月〇〇日

氏名 神山 義正

年令 〇〇才

続柄 〇〇大学〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇〇

〇〇地方裁判所御中

と、○○君のための保釈上申書を書きあげる間ずっと私は、何ともいえない重苦しさとうしろめたさを感じつつづけていた。はじめからおわりまで○○君の健康だけしか正面にすえられないのか？ ロマン・ロランやシュヴァイツァーの思想と行動に対して、一種の歯がゆ

さを覚え、教室や研究会などで批判しているこの私が、同じ大学の構成員の一人が国家暴力装置に現実的肉体的精神的に抑圧されているのに、たったのこれだけしか書けないとは？そして松下昇氏の、ひとりの人間が構築している無数のピラミッドを破壊するための闘争とその継続に対しても、一九七〇年五月三日の日本独文学会会員有志声明署名者のひとり、傍聴人のひとりとしての役割しか果せな

十年前の私。高校三年。安保闘争。親友と二人で安保についての討論会を計画。ふたをあげたら、わずか数人しかあらわれず。だが強行。ポツポツとまるで主体性のない言葉が、それもいまいちも水が止まりそうな噴水のように吐きだされるだけ。私たちのすべての行動を、「あなたたちは今ちやうど情緒不安定(?)な年頃なのですよ」といった、わけもわからない理由で裁断する家庭科女教師らの決めつけるような、反面不安そうな顔。終了後、私と親友が思わず見合

この一月二十九日、都立大学解放学校自主講座「仮装組織論—松下昇との討論—」に出席して、すでに日暮れた都立大目黒校舎。おりしも人文学部長選の投票日のため、ざわめく(押取り刀で馳せ参じ、おどおど様子をうかがう体制派教員集団?)校庭。この校舎の一室で開かれた解放学校への、私が予想していた以上の参加者と、

わせたお互いの顔にあらわれた隠しきれないばつの悪さと当惑の色。一年ほど前この親友は熱烈な日本共産党讚美の年賀ハガキをよこした...: パルタイを生来生理的に厭う質の私は、その後も現在までずっとひとりてふらふらしつづけた。パルタイとパルタイであらざる間を、意識的に両方を視角のすみ無意識・意識的にとらえながら、強くはねつけながら。

松下氏の第一回および第二回公判のための姿勢と公判の事実経過の説明の正確さ/ここで松下氏が講座終了直前に淡淡ともした言葉を私は決して忘れないであろう。みんなは発狂したといっているが、「発狂しないで生きつづけていきます」と...:。ここには、発狂した、という、過去も、それにもとづいた発狂している、という現在も、ゆえに発狂しつづけるだろう、という未来も、同時に断固としてはねつけるパトスとロゴスの完全融合がある。発狂しないで、には、現在に接する過去の闘争総括に対するゆるぎなきが、生きつづけていきます、には、このゆるぎなきを未来へと更におしすすめ飛翔させていくことへの悔いの無さが。

Georg Büchner の「Hessische Landboten」によって農民を起ちあがらせようとした基本的視点は、各個人の意志的・主体的な自己解体による現実解体であったと言えるだろう。象のような「硬皮動物 (Dickhäuter)」としての人間、人間同志を無限の孤独に引き裂いているこの厚い皮を彼は切り裂き、内部を外部にさらしたそうとした。

ジュリー...あなたなら私を知っているわね、ダントン。ダントン...うん、みんなが、知っている、という言葉で

意味しているものならね。おまえは黒い眼と捲き毛と肌理細かな肌をもっている、というわけだ、そしていつもぼくに言うんだ...いとしいジョルジュ/とね。でも「彼は彼女の額と眼をさす」、そこ、そこ、そのうしろには何があるんだ?いやはや、ぼくらは粗っぽい感覚しか持ってやしないんだ。おたがいに知りありだつて?もしそれができるなら、ぼくらは頭蓋骨をぶちわって、思想というものをおたがいに脳維織の中から引きずりださなきゃならぬだろうさ。」(ダントンの死)

しかし、支配者側の強力な交通形態を、感覚的にも理論的にもおぼろ気を感じとっていたにせよ、農民たちひとりひとりには、この硬皮を切り裂いて、脳維織を現実の場へさらしたそうとする、主体的な自己占拠、自己否定、自己解体への意志が個的にも全体的にも確立されなかった。このことは、一人の同志の密告によって、また革命の主体となるべき農民たちが起たなかったことによって、この革命の試みが挫折したことから明らかである。

Büchner の文学は主体的な自己解体による現実解体のための戦略を樹立しようとする運動そのものではなかったのか? Woyzeck を見よ/この未来のプロレタリアート=ツェツェックこそ、硬皮を突き破り、現実 (Doktor, Hauptmann の世界) に侵入し、この現実を彼自身の現実へと占拠解体してしまっている

のだ。硬皮がへすきとあって (durchsichtig) の Doktor。たちは彼を狂人とみなすことによって、ツェツェックに敗れたのだ。この現実解体の典型は、あのマリーを殺害するシーンの真赤な月である。△皮膚感覚▽と△自然▽の相互侵入融合の世界。

Georg Büchner ↑革命運動↑文学創作運動↑研究活動(神経系統の実証的研究)↑Existenz・Georg Büchner↑当時の交通形態の転倒↑...と△環▽をおまえ自身生きられるか?という無限反復的な自問!

△起訴状▽に堆積した大学・国家暴力装置の書式と△松下昇表現集(あんかるわ別号△深夜版▽2)▽に収斂した、たったひとりのかけがえのない、最後のな△マッシュタノホル▽の表現のラセン的重層構造との闘争=△Verurteilt mich: das hat nichts zu bedeuten: die Geschichte wird mich freisprechen.▽(Fidel Castro)▽=△Freisprüche▽+△Das Verhör von Habana▽(Hans Magnus Enzensberger)=△sein Gedicht△camera obscura▽=△sein vorläufige Gehirn▽=△Mensch als △Dickhäuter▽→△5△ durchsichtige▽→△Mensch △Geirhäuter▽→△仮装▽→△仮装△(Georg Büchner)。

第一回公判廷での拘束命令にもとづく制裁裁判決定過料三万円と雑誌△現代の眼▽一九七一年一月号掲載の原稿(二篇の書式=ツェツェ

の書式に対する二篇の書式の形をとった表現の戦闘宣言)料三万円  
 〓制裁判終了後、公判廷前での報告集会における、松下氏による  
 この事実の確認発表〓松下氏の表現の書式に対する闘争勝利の証左  
 〓〓報復ということから少し離れたけれども、報復は最終的に  
 一行の詩を書かせることではないかと或るとき、ふっと思ったの  
 です。相手をなぐることもなければ、殺すこともない。或る情  
 況に原罪的性をもってかわつていてる全ての人達が一行の詩をか  
 ざるを得ない様な現実的条件を作りだす、それが本当の報復にな  
 るであろうと思います。だから団交にせよ、ゲバルトにせよ、それら  
 は一行のまだ表現されない詩へ向かつての行為であるし、あらねば  
 ならないのです。そうでないようなゲバルトはおそらく〓自分自身  
 にはね返って、マイナスの面しかもたないだろうと思います。〓  
 (〓私の自主講座運動〓)

最近久しく〓東独で大々的に行われているアメリカの Black  
 Panther 闘士 Angela Davis の釈放要求キャンペーン。  
 〓 Neues Deutschland 〓、〓 Horizont 〓、〓 Welt  
 bühne 〓...これらを一種の白けた、醒めた気持で通読・精読して  
 みる私。SEDL Black Panther—この両者の間の種々の差  
 違的距離は大きいはずだ、これで連帯ができると、そして、できた  
 といえるのか?できるならば、同様にきつと、あの昨年十二月十七  
 日以降のポーランド労働者たちへの支持も確固たるものであるにち  
 がらなく、あつたにちがらない、だが言うまでもなく、〓意識産  
 業〓の Zementierung の堅固さ、私はこれと、あの一九七〇  
 年五月三日の日本独文学会での討論にみられる一方の極との類似性

神戸から

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。  
 昭和四五年一月七日

神戸地方検察庁  
 検察官 検事 荒川 洋二

神戸地方裁判所 殿

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地  
 住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地  
 職業 著述業

在 宅 松 下 昇  
 昭和二十一年三月一日生

と相剋性を自らに課しつつ、〓〓を断固ふり振り振り闘争をつづけ  
 ていかなければならないし、また、そうするつもりである...S・H  
 氏(〓〓大)——〓〓大では権力と癒着した執行部に、〓学部教授  
 会に抵抗している。我々は多数をとって民主的な事をやっている。  
 権力と結びついた少数が、教授会に非協力的なのだ。文案の「非協  
 力的などの名目で」云々を私の学校におきかえると、最も怪しから  
 ぬ人達を擁護する事になる。学問の自由を愛し良心の自由を守る立  
 場から、こういう権力的な事を学校運営について行わない、という  
 提案なら賛成。  
 F・N 女史(〓〓〓大)——大学法成立以来、反動的な政府から攻  
 撃が強まっている。大学自治は空洞化していると云うが、大学全構  
 成員による民主化でなければ文部省の圧力に耐えることができない。  
 教授会民主化に力を注ぐべきである。教授会自治にさえ敵対するよ  
 うな行動に対しては批判し、自治を守ってゆくべきだ。学問のあり  
 方についての根源的問いかけなどというが、そんな甘いものではな  
 い。美辞麗句で学問の問題にしてもらいたくない。  
 ああ、この二つの見解に代表される書式を断固粉砕せよ!!

公訴事実

被告人は国立神戸大学教養部に講師として勤務しドイツ語を  
 担当していたものであるが、同大学学生森川佳津子と共謀のう  
 え昭和四五年一月八日午後四時過ぎころ、神戸市灘区鶴甲町一  
 丁目二番一号所在の同大学教養部B棟一階一〇八号教室におい  
 て、同教室備付けの同大学管理にかかるスチール製黒板一枚に  
 ペンキで「く」の字型一二個を書き連ねて同黒板の使用を不能  
 にし、もって、器物を損壊したものである。

罪名および罰条  
 器物損壊 刑法第二六一條

右は謄本である

昭和四五年一月七日  
 神戸地方検察庁  
 検察事務官 西村 準治

処分に対する不服の理由

処分者及び、処分に加担した人間が、少くとも次の疑問点に対し  
 て公開の場で〓私〓が納得するまで答弁し、処分を形式的にも、本  
 質的にも開始するための媒介として、人事院公開審理を請求  
 する。

A 処分過程における疑問点

一、教養部教授会においては、請求者を時間割に入れるかどうかについての調査委員会は結成されたいが、処分するため調査委員会は結成されたことはないのではないか。調査資料の内容、配布の経路を公表せよ。

二、教養部教授会においては、処分の程度をきめる意見分布（これさえも、一の事実性次第で根拠を失う）は調査されたいが、教授会の構成員<sup>2/3</sup>以上による教授会決定としての投票はおこなわれなかったのではないか。

一、二を中心として教授会の内容は暗黒につつまれており、処分に關する全ての議事録・テープの公開が不可欠である。

三、教養部長事務取扱が、学長事務取扱に対して処分の審査を進めるように提案したのと前後して、請求者に対して逮捕状が出されたのは、どのように関連しているか。

四、改革されたと称する選挙制度によって選出された学長事務取扱（いわゆる正式の学長でない者に処分を発令する資格があるかどうかも疑問である）の下で、旧制度による処分（一、二の事実性次第で根拠を失う）が強行された矛盾をどのように説明するか。

三、四を中心として評議会の内容は暗黒につつまれており、処分に關する全ての議事録・テープの公開が不可欠である。

五、請求者は、八月二十一日の口頭陳述の冒頭において、「ここ

はなぜか。

三、 $\alpha$ に対して、この水準での私の行為に關する事実性だけでも、この他に多くあると説明したにもかかわらず、調査しなおすとなく、 $\alpha$ の範囲内で $\beta$ を作成したのはなぜか。

四、 $\alpha$ の事実性を拡大された位相で評価するために、第一次の参考人十六名を申請したにもかかわらず、そのうち四名から、文書による間接的方法で、口頭陳述終了後に意見をきくにとどめたこと、また、その結果が $\beta$ に反映していないのはなぜか。

五、 $\alpha \cdot \beta$ が作成されるまでに、さまざまな人間から抗議文、声明、公開質問状が大学当局へ寄せられたにもかかわらず、責任ある回答をおこなっていないのはなぜか。

六、 $\alpha \cdot \beta$ と請求者に対して提起されている二つの起訴状の関連をどのようにとらえるか。

$\alpha \cdot \beta$ を作成した評議員全員と学長事務取扱、教養部長事務取扱いは、とりわけ、暗黒につつまれているBの各項目に対する責任から、人事院の審理に出席することが不可欠である。

C 処分理由に対する疑問点

全ての処分理由は、事実性において全く根拠がない。ここでは、その一部のみを指摘するにとどめて、全面的な批判は人事院の審理の場であらゆる証人・証拠を応用しつつ展開する。以下の各項目の数字は、処分説明書の処分理由の番号に対応している。

一、請求者が掲示した「情況への発言」（一九六九、二、二）のうちの一文章だけを引用しているのはなぜか。

で発せられる全ての言葉には $\wedge$   $\vee$ がつけられている。一とべたにもかかわらず、その後、大学当局から出されている文書（例えば、神戸大学速報68号）において私の意見とされて記載されている文章には、一箇も付けられていず、その理由もべられていないのはなぜか。神戸大学速報、教養部広報全体の内容の正確さは何に起因するか。

六、請求者は、八月二十一日、三十一日の口頭陳述において、次に重層する事実性のうち第一〜二次の事実性に関してのみ審査説明書を批判したにもかかわらず、それ以後、口頭陳述の機会を設定せず、第三次以上の高度の事実性に対する追求を自ら中断したのはなぜか。

五、六を中心として口頭陳述の内容は暗黒につつまれており、これに關する全ての議事録・テープの公開が不可欠である。

また、処分過程に必要とされた費用（これから必要とされる分を含む）を公開することが、税金提供者に対する不可欠の義務であろう。

B 審査説明書（以下 $\alpha$ とよぶ）と処分説明書（以下 $\beta$ とよぶ）に關する疑問点

一、 $\alpha$ に対して、事実性をより深く追求するために構成・文体の全面的変更を要求したにもかかわらず、 $\beta$ において逆に構成・文体が平板化、硬直化しているのはなぜか。

二、 $\alpha$ に対して、各項目の第一次の事実性の指摘をおこなったにもかかわらず、 $\beta$ においても訂正されず、逆に増大しているの

二、0点をつけた人間は、審査説明書では二三四名、処分説明書では二四三名となっているがなぜか。また、全員に0点をつけることは、教授会で承認されたのではないか。

三、教授会の欠席が処分理由になるのはなぜか。

四、掲示、ビラの作成が処分理由になるのはなぜか。

五、退去命令の根拠は何か。また請求者が退去しなかったことをどのように確認するか。

六、一九六九年二月から現在までB一〇九教室を中心に展開されている自主講座運動を、どのように評価するか。また一九七〇年三月から現在まで大学当局が同教室を逆封鎖して授業に使用することを妨げているのはなぜか。

七、処分理由のこの項目の記述が、請求者に対する同じ行為に關する起訴状の記述にくらべて、著しく不正確で生気を失っているのはなぜか。（一一、一二についても同様）

八、実験の共同担当教官の見解が無視されているのはなぜか。

九、パレードをどのように定義するか。請求者が正門、とくにB棟入口を封鎖したという根拠は何か。

一〇、黒板にかかれた文字によって受験が妨害されたとして処分理由にするか、あるいは表現行為そのものを処分理由にするのか。

一一、十二月三日には、請求者が会場に入る資格があるにもかかわらず、処分理由にしているのはなぜか。また教授会中止宣言が出された正確な情況はどのようなものか。

四月八日には、請求者が坐りこんでいること、教授会開催が困難であることに、どのような関係があるか。

「教授会開催の回数と機動隊出動の回数を公表せよ。」

二、教養部正門を入ったところにある広場と、教養部へ至る陸橋の上にかかれた巨大な記号A、Vをどのように判断するか。

一般にラクガキをどのように評価するか。  
請求者がかいたというラクガキは、請求者がこれまでおこなってきた全表現（いわゆる作品、論文をふくむ）と、どのように関連していると考えるか。

とりわけCの疑問点に関する事実性の追求は、教養部構内のさまざまな空間と深いかわりをもっており、もし人事院が事実性をより正確に把握しようとするならば、審理の場を神戸大学（教養部が最もぞまじしい）に設定することが不可欠である。

……処分を開始せよ。

一九七〇年一月一六日

松下昇

があるので、下記によってきたる一月二六日まで補正してください。  
なお、この補正命令は、人事院規則一三一―第五条に基づいて行なわれるもので、この命令に従わない場合あなたの審査請求は、人事院規則一三一―第六条に基づいて人事院により却下される場合があります。

記

「処分に対する不服の理由」として、別紙をもって述べているところは、処分者に対する質問に終始しており、処分者が処分説明書において明らかにした各処分理由のいかなる点に不服があるのか、これを明らかにしていない。

よって、処分説明書の「処分の理由」欄記載の順序に従い各処分理由に対する不服の理由を具体的かつ詳細に記載した書面（正副各1部記名押印のこと）を提出すること。

以上

### 処分に対する不服の理由

処分者および、処分に加担した人間が、少くとも次の疑問点に対して公開の場でA私Vが納得するまで答弁し、処分を形式的にも本質的にも開始するための一つの媒介として、人事院公開審理を請求する。

松下昇殿

人事院事務総長 印

審査請求の不備補正について

あなたの昭和四五年一月一六日付の審査請求書について、不備

### A、処分過程における疑問点

一、教養部教授会においては、請求者を時間割に入れるかどうかについての調査委員会は結成されたいが、処分するための調査委員会は結成されたことはないのか。調査資料の内容・配布の経路を公表せよ。

二、教養部教授会においては、処分の程度をきめる意見分布（これさえも、一の事実性次第で根拠を失う）は調査されたいが、教授会の構成員2/3以上による教授会決定としての投票はおこなわれなかったのではないか。

一、二を中心としての教授会の内容は暗黒につつまれており、処分に関する全ての議事録・テープの公開が不可欠である。

三、教養部長事務取扱が、学長事務取扱に対して処分の審査を進めるように提案したのと前後して、請求者に対して逮捕状が出されたのは、どのように関連しているか。請求者は教授会で陳述をする機会を与えられていない。

四、改革されたと称する選挙制度によって選出された学長事務取扱（いわゆる正式の学長でない者に処分を発令する資格があるかどうかも疑問である）の下で旧制度による処分（一、二の事実性次第で根拠を失う）が強行された矛盾をどのように説明するか。

三、四を中心として評議会の内容は暗黒につつまれており、処分に関する全ての議事録・テープの公開が不可欠である。

五、請求者は、八月二十一日の口頭陳述の冒頭において、「ここで発せられる全ての言葉にはA、Vがつけられている。」と述べたにもかかわらず、その後、大学当局から出されている文書（例えば、神戸大学速報六八号）において私の意見とされて記載されている文章には、一箇も付けられていず、その理由も述べられていないのはなぜか。神戸大学速報、教養部広報全体の内容の正確さは何に起因するか。

六、請求者は、八月二十一日、三十一日の口頭陳述において、次に重層する事実性のうち第一―二次の事実性に関してのみ審査説明書を批判したにもかかわらず、それ以後、口頭陳述の機会を設定せず、第三次以上の高度の事実性に対する追求を自ら中断したのはなぜか。

五、六を中心として口頭陳述の内容は暗黒につつまれており、これに関する全ての議事録・テープの公開が不可欠である。

また、処分過程に必要とされる費用（これから必要とされる分を含む）を公開することが、税金提供者に対する不可欠の義務であろう。

### B 審査説明書（以下αとよぶ）と処分説明書（以下βとよぶ）に関する疑問点

一、αに対して、事実性をより深く追求するために構成・文体の全面的変更を要求したにもかかわらず、βにおいて逆に、構成・文体が平板化、硬直化しているのはなぜか。

二、αに対して、各項目の第一次の事実性の指摘をおこなったに

もかわらず、βにおいても訂正されず、逆に増大しているのはなぜか。

三、αに対して、この水準での私の行為に関する事実性だけでも、この他に多くあると言明したにもかかわらず、調査しなおすとなく、αの範囲内でβを作成したのはなぜか。

四、αの事実性を拡大された位相で評価するために、第一次の参考人十六名を申請したにもかかわらず、そのうち四名から、文書による間接的方法で、口頭陳述終了後に意見をきくにとどめたこと、また、その結果がβに反映していないのはなぜか。

五、α、βが作成されるまでに、さまざまな人間から抗議文、声明、公開質問状が大学当局へ寄せられたにもかかわらず、責任ある回答をおこなっていないのはなぜか。

六、α、βと、請求者に対して提起されている二つの起訴状の関連をどのようにとらえるか。

α、βを作成した評議員全員と学長事務取扱、教養部長事務取扱いは、とりわけ、暗黒につつまれているBの各項目に対する責任から、人事院の審理に出席することが不可欠である。

いうまでもなく「処分に対する不服の理由」とは「処分説明書の各項目に対する不服」と同じではない。次の項目C「処分理由に対する疑問点は、前記のA・Bと切り離せない関係にあり、これを十分に説明した後、はじめて問題になるのである。

A、Bの各項目において質問の形式が多いのは、処分過程そのものが秘密につつまれているためであり、同時に、その秘密を処分者が公開するならば、処分そのものが形式的にも本質的にもおこなわ

れていないことが明らかになると請求者が確信するからである。

人事院としては、その職務からしても、処分者から、処分過程における具体的かつ詳細な問題についての答弁を公開審理の場で求め、処分説明書の全面破棄を通告するのが当然であろう。

なお、Cの各項目の番号は、処分理由の番号に対応している。

#### C、処分理由に対する疑問点

一、請求者が掲示した「情況への発言」(一九六九・二・二)の全文を引用せずに、その断片をとり上げてみても処分理由にならない。掲示が出された時の状態、各構成員の役割をこそ、まず追求すべきであろう。

二、0点をつけたとする人間が、審査説明書では二三名、処分説明書では二四名であり、いずれも正確ではない。また、テープを公表すれば明らかでないはずであるが、全員に0点をつけることは教授会で承認されている。一方、賃金カットは、教授会の決定すらへずに強行されており、教養部当局のハレンチさを示している。

三、教授会欠席が処分理由にならないことは、岡山大二教官の処分に関する人事院公開審理の過程で明らかにされている。

四、事実誤認であり、証拠が不足している。もし、はり紙、ビラの作成を処分理由にするならば、全ての思想表現を裁く論理を導くであろう。

五、処分者は、退去命令に請求者が従わなかったことを確認しておらず、まして退去命令の根拠を明らかに示す努力を払っていない。

六、B一〇九教室を中心に展開されている自主講座運動こそ、空間の意味を最大限に生かしたものであり、いかなる参加者にも平等に解放されていた。一方、一九七〇年三月以降、大学当局が逆封鎖して「正規授業のための同教室の使用を妨げ」ている

ことこそ、処分者を処分する理由になるはずである。七、この項目の記述は、請求者の同一行為に関する起訴状の記述にくらべても、著しく不正確であり、事実性の根拠を失っている。(一一、一二についても同様)

八、当日は授業はおこなわれる予定ではなかった。実験の共同担当者の意見陳述(評議会あて)の本質は無視されている。九、パレードを比喩的にとらえるならばともかく、請求者がB棟入口などを封鎖し、かつ授業を妨害したという記述は笑止の限りである。

一〇、試験場に板書する行為を処分理由にするならば、物理的妨害でなく、相手の心的内部に影響を及ぼす表現行為を処分することになり、処分者の責任は極めて重大である。

一一、十二月三日、四月八日の教授会には、請求者は出席する権利がある。まして後の場合は、処分が議題になっているにもかかわらず、当の調査対象者を官憲にり渡すことをあえておこなっており、これこそ、処分者の正体をバクロしている。

一二、請求者のさまざまな表現(いわゆる作品、論文など)と同じ比重と責任で表現されたものを、ラクガキとして消去し、かつ処分理由にすることは、処分者の表現意識の低劣さを示して余りある。なお、個々のラクガキ(とりわけ、教養部広場の巨大な記号A、V)を具体的に示さず、一般的に評価することは不

可能であり、現場検証とこの問題にかかわる全ての人間の意見聴取が不可欠である。

Cの各項目は、教養部構内の空間性と深いかわりをもっており、ここで審理をおこなうことによつて、より深く解明されるのであることをあらためて強調しておく。

一九七〇・一二・二一

松下昇

#### 仮装としての被告とは何か

私たちは、法国家による規定やそれと岐立する固有の存在条件に規定され、しいられた仮装をしつつ生きざるをえない。それをあらためて確認し、転倒していく契機としての裁判闘争が始まろうとしている。

異常な(19)服装や、歌や、雪のように舞う紙片……などは、すべての斗争手段や表現方法と同じように、A、Vとしての仮装をしいてくる力に対する反撃の模案であろう。

ところで、きみにとって仮装とは何か。

裁判官、廷吏、検事、弁護士、傍聴人などは交換可能であるのに、被告だけが交換不可能なのは、矛盾していないか。法的時・空間においては、被告こそ、最もしいられた仮装者であり、かれにとっては、被告を出現させるこの世界の仮装性を解体していく仮装者

として登場する、他に生きる道はない。

一方、権力によって、同じ時・空間に召喚されている、いわゆる被告たちは、まだ、外在的にいられた統一性しか与えられておらず、真の内在的な統一性を創りだす仮装者とはなっていない。

従って私は、何かの力にひきよせられて、この裁判にかかわっている全ての人間たちに、仮装とは何か、とりわけ、仮装としての被告とは何か、を追求するように要請したい。

もちろん私自身も、この要請に従って、権力や存在条件の矛盾を逆用しつつ、なにかへむかって仮装し続けていくであろう。

一九七〇・一一・二四

なにかの Eve !?

仮装被告(団)

松下昇

### 写実劇『第一回公判』(一幕四場)

作者||人定できず

時 一九七〇年二月二四日午前一〇時。

所 神戸地方裁判所、および京都―大阪間の電車のなか。

登場人物

被告A、B、C……(人定できず)。

裁判長山下鉄雄、裁判官大須賀欣一、同、林豊(いずれも神戸地裁第三刑事部)

検察官 大西慶助、同、荒川洋二。

弁護士 A、B、C。

観客(被告)甲、乙、……(人定できず)。

木戸番A、B、C。

ガードマンA、B……O、P……

機動隊員(名前なし)十数名。

男イ、男ロ。

作者註・たとえこれらの登場人物のうち、実在の人物に酷似しているもの、ないしは同姓同名のものがあったとしても、それはいつかきしつかえなさい。

劇がはじまる前に幕はすでに上がっている。観客は同時に出演者である。好きなときにセリフをしゃべってかまわない。

#### 第一場 神戸地裁第二一号法廷入口

約百名の人物がむらがっている。扉開く。

木戸番A(ガードマンの制服を着ている)

さあ、お立ち会い、押さずにおさずに。定員は八八名だよ。まずは、公正中立の報道をモットーとする記者諸君からご入場ねがいましょう。

木戸番B(入ろうとした若い男をおしとどめて) きみはどここの記者だ? 腕章は?

男 「神戸大学新聞」ですよ。

木戸番B そんなものは、新聞とは認められない。傍聴人の列にならへ。

木戸番C(別の若い男の腕をつかんで) きみは?

男 「平凡パンチ」

木戸番C 記者ですか?

男 読者だ。

木戸番C (男をつきとばす) この……。

#### 第二場 第二一号法廷の内部

正面の裁判官席には、眼鏡をかけた裁判長。左右に陪席判事。いずれも特有のAチャンチャコVを着ている。三人の背後には、皇太子殿下御成婚記念の写真の大きな額がかかっている。舞台上手のA被告V席には、男四名、女一名が、坐っている。そのうしろのA弁護士V席に三名の弁護士。下手には二名のA検察官V。舞台と観客席のあいだ、および観客席の左右、後方には、制服のガードマンが並んでいる。裁判長山下鉄雄(思い出したように)それじゃ、そろそろ開廷しましょうか。

これを合図に、観客席から五名の男たち立ちあがり、着ていたコートをとると、散髪屋で使うような白いシートで首から下をすっぽりつつんだ姿があらわれる。「清しこの夜」の斉唱。観客席から拍手、合唱。裁判長 傍聴人は静粛にいなさい。

歌、つづく。

裁判長 法廷内で歌をうたってはいけない、というのに。静かにいなさい。……その五人、退廷。

ガードマン、駆けよって白衣の人物たちの首すじ、

頭髪、腕、脚などをてんでにつかみ、観客席左後方の扉から外へひきずり出す。

裁判長 それじゃ、人定質問。最初に……

被告A(立ちあがって) それでは、ここで拡大被告人会議を開きたいと思えます。

観客席から、「異議なし」の声、拍手。観客のたれ発言してもよい。

裁判長 発言やめなさい。着席しなさい。

ガードマン、被告Aを無理矢理、席につかせる。

裁判長 人定質問をおこないます。名前をよべたら、起立して返事しなさい。マツシタノボル……

被告B(起立。返事はなし)

裁判長 きみはマツシタか。マツシタとちがう。マツシタノボル……

被告B(起立)

裁判長 冗談はやめなさい。それでは、マツシタは来てないのだから、ナンノボウ……

被告B(起立)

裁判長 またか。それじゃ、ナニノナニガシ……

被告B(起立)

裁判長 きみは被告じゃない。退廷しなさい。

ガードマン、かけよってBをひきずり出す。

裁判長(眼鏡をはずして、両手の指を組む)しかたがない。検察官、人定してください。

観客席騒然。

裁判長 静かに。退廷だ。それ、その人間……そこそこ。



裁判長の指さした方角へ、ガードマン走る。数名  
(何んでもよい)をひきずり出す。ついでに、△被  
告▽席の人間もひきずり出してもさしつかえない。  
劇の進行を急ぐ場合は、被告はそのままにしておい  
てもよす。

検察官大西慶助(立って何かしゃべる。観客にきこえてはならない)

観客甲(観客席最前列記者席から立ちあがり)裁判長、あなたは、  
いったい何のために、どんな△事件▽で、だれを裁こうとしてい  
るのか、わかっているんですか?

裁判長 発言を禁じます。答える必要を認めない。…おや、きみ  
は被告のナニボウだな。被告人席へ来なさい。

観客(被告)甲 ぼくの質問に答えなさいよ。

裁判長 発言をやめて、ここへ来て、△と△被告▽席を指さす)

被告甲 なぜ、ここにいやいやいけなのか。被告と傍聴人とを、ど

こで区別しているのか明らかにしてもらいたい。

裁判長 そんなにそこにいたいのなら、そこにいなさいよ。とにかく  
黙って坐れ。

被告甲 あんたが先に答えなさい。

裁判長 ほんなら、いつまでも立ってなさいよ(観客席、笑い)

被告A(起立して)われわれは、拡大被告人会議の開催を要求しま  
した。なぜかといえ、この△事件▽の△被告▽は、この△被  
告▽席に坐っているものだけではないはずだからです。大学闘争  
を闘い、いまも闘っているものは、多勢いる。いわば△仮装被告▽  
としてわれわれは存在しているのだ。だれだれが傍聴人で、だれ

だれが被告でなければならぬ、とだれがどういふ基準で決定した  
のか。われわれは、ここに居るすべての人間が、△被告▽として  
存在させられていると考える。さらには…

裁判長 発言を禁じます。だまりなさい。

観客乙(発言、日本語であれば内容は何でもよす)

裁判長 だまりなさい。静かにしなさい。だまらなさいか。だまらな  
いな、よし、そのものを拘束しなさい。

ガードマンA(歓声をあげる)拘束、拘束(さげびながら、観客席  
左後方の同類に手で合図)

ガードマンB(後方の武者隠し風の扉をあける)さあ、どうぞ、お  
待ちどろさま。

制服の機動隊、十数名、ただちにおどりこむ。観客  
乙をなぐり、かつ蹴とばしながら、羽がはじめにし  
て、観客席右前方の花道より、ひきずり出す。観客  
席騒然。劇場の外から、「清しこの夜」「ヴァルシ  
ャヅアの労働歌」など、きこえてくる。

### 第三場 京阪電車のなか

ふたりの男、すわっている。右側の男、読みかけの  
新聞から、ふと目をあげ、となりの男に話しかける。

男イ そう言えば、きょうは、ほら、神戸の、あの、例の、造反し  
た、あのひとの裁判だそうですね。

男ロ そうそう、そうだそうですね。

男イ あの一とも、生活が大変でしような。子供がふたりもある。つ  
て言うじゃありませんか。思想・信条や行動はともかくとして、

やはり同業者として、心配しないわけにはいきませんなあ。年の  
頼だし。

男ロ しかし、あのひとは、それなりに立派ですよ。いわば思想に  
殉じたんですからねえ。わたし、神戸のある大学に非常勤で行っ  
てますがね、その学生もみんな、あのひとには敬服していますよ。  
その大学にも、造反教師がいたわけですがね、みんなだまっち  
やあって。そういう連中には、学生の風当りは強いですね。これ  
はもう、軽蔑されていますね。

男イ そういう手合いとはちがって、われわれみたいなのは、これは、  
首尾一貫してますからなあ。学生諸君もその一貫性を買ってくれ  
て、先生は信用できる、なんて言ってますよ。

男ロ きょうはイヴですねえ。ひとつ、やっていますか、久しぶ  
りに。

男イ そう、平穩だった七〇年をなつかしんで、しんみりやります  
か。

### 第四場 ふたたび二一号法廷内

弁護人A(起立)裁判長、審理にさきだつて、われわれの出した要  
求について、うかがいたいと思います。われわれは、被告人全員  
に筆記用の机を用意してもらいたいと申し入れました。なぜこれ  
がだめなのか、説明していただきたい。

裁判長 だから、一人用の机をひとつなら許可する、といったてし  
よ。

弁護人A 全員にはどうして許可できないんです?

裁判長 慣例にないからかな。

弁護人A それはあります。××年×月×日に○○地裁で許可され  
た例があります。それに第一、裁判所は、慣例慣例とおっしゃる

が、どうして被告人の権利を拡大する方向での慣例をみずからつ  
くりたしているところとはなされないのか。慣例といえ、以前には、  
さきほどのように警察官が法廷内に導入されるといふような慣例  
はどこにもなかった。警察力導入、被告人の権利抑圧という慣例  
なら進んでつくるが、被告人の人權をまもるための慣例はつくれ  
ない、というのはどういふわけか。

裁判長 まあ、そうあんまりむづかしいこと言わんと。要するに、  
被告人全員が使えるほどの大きな机は、裁判所にない、というだ  
けの理由なんだよ。

観客席、整然。「そこにあるじゃないか」の声しき  
り。被告・弁護人席の後方(すなわち舞台上手の奥  
のやや高いところ)に、大きな長机がひとつおかれ  
ている。

裁判長 あれは司法習修生用のものです。

弁護人B しかし、いまはひとりも来ていない。それを使ってなん  
のさしさわりもないでしょう。

裁判長 司法習修生用のもので被告用のものではありません。

弁護人A それでは申しあげますが、司法習修生は、いわば一介の  
見物人じゃありませんか。わたし自身も、かつて司法習修生とし  
て、裁判を見学に来たことがあります。そういう、自分の将来の  
出世というか、職業のために、裁判を見にくる人間と、この裁判  
の結果、いや、裁判にかけられるというそのこと自体のためにす  
でに、自分の生涯を左右される人間と、いったいどちらがこの裁

判にあって重要な人間なのか。いまさら言うまでもありません。その重要な被告に与える机はないが、見物人にかけてやる机はちやんとある、とはどうしたわけです。もし百歩ゆずって、これは習修生のもので、被告には使わせられない、としましよ。そうだとすると、この広い立派な裁判所じゅうをさがせば、どこかにひとつくらい机はあまっているはずじゃありませんか。

裁判長 いや、どの机も、みんな用途がきまつてゐる。しかしこまったな。どうするか(と、左右の陪席判事をふりかえる)机はないことはないんだ。ただ、きれいな机じゃありません。一度みてみますか? その外まで持ってきてあるんで。

観客席騒然。裁判長、ガードマンに合図。ガードマン、観客席右前方の花道から出て、舞台上手より、長い机をこびいれる。「立派なもんじゃありませんか」「この裁判所では、これがポロインカの野次しきり。」

検察官大西(起立) 裁判長、被告人にかよふ便宜を与えることは、長年の法廷における訴訟慣行にとり、法廷秩序にいちじるしく反するので、本官は強く異議を申し立てます。

裁判長 ただいまの検察官の異議申し立ては、正当な理由がないものと認め、これを却下します。

観客席、爆笑。

裁判長 それじゃ、あとの公判がつかえてますんで、今日のことここまでき、次回に続行します。それじゃ、閉廷。今回は一月二二日午前一〇時から。

被告A(舞台前面へすすみ出て、手にしていた小さな紙片をバラマ

く)ハ……V

裁判長 なにをするか。拘束、拘束。

ガードマン、機動隊いりみだれて被告Aにおそいかる。それをおしとどめようとした観客ふたり、拘束される。観客、機動隊、ガードマン、もみくちゃで押しあううちに 幕

幕がおりきらぬうちに、幕の下から巨大な立看板が観客席にむかつて立てられる。

「拘束された被告Aにたいする制裁裁判は、同日午後一時より同地裁で、同裁判長により行なわれた。この秘密裁判では、被告Aにたいして、過料三万円の判決が下された。詳細は、『五月三日の会通信第四号』に掲載の資料を参照されたい。」

第一回公判調書

被告事件名	器物損壊、建造物侵入および威力業務妨害
被告および被告人氏名	松下 昇(出頭)
年月日	昭和四五年十二月二四日
公判をした裁判所	神戸地方裁判所第三刑事部

裁判官	裁判長 山下 鉄雄 大須賀 欣一 林 豊
裁判所書記官	西山 明光
検察官	大西慶慶助、荒川 洋二
出頭した弁護人	樺島 正法、新谷 勇人、仲田 隆昭

人定質問

被告人名を呼び上げたところ答えず。同時に閉廷された関連被告事件の被告人らとの判断がつかないので、裁判長は大西検事に起訴状記載の被告人を指示させた。

法廷の秩序維持のための処分

被告人の人定を始めた時、傍聴席前列に着席した五名の男が急に立上ると同時に着衣のつくり襟、黒セーターの上に、一斉に白シャツをガウン風にまとい、聖歌隊員の仮装をし、傍聴席の他の者らと合呼応して、クリスマス讃歌を合唱し始めたので、裁判長は放歌を制止すると共に、右仮装の男五名の退廷を命じたところ、右五名は退出した。引続き被告人席の一名の男(後に、人定により被告人であると判明)が起立して傍聴席に向って「この被告席において統一被告団会議を拡大したいと思ふ。」等の発言をしているのを裁判長は制止し、被告人席にあって、被告の人定を混乱させていた男三名、女一名に対し、裁判長は次々と退廷を命じ、法廷警備員をして排出させたが、そのうち、黒コート着用的一名が右職務執行中の法廷警備員

に抵抗したので、裁判長は直ちにこれに対して拘束を命じ、兵庫、警察本部長派遣の生田警察署警察官をして、裁判所構内の交通事故相談室にとどめ置かせた。なお、傍聴席に起立して右退廷並びに拘束処分に対し大声で抗議している男一名に退廷を命じ、法廷警備員をして排出させた。

裁判官の処分に対する異議申立  
検察官 大西

被告人のメモ用机を、同人に供与することは長年の法廷における訴訟慣行にとり、法廷秩序にいちじるしく反するので、同趣旨の裁判長の許可処分に異議申立する。

裁判長 検察官の異議申立は、その理由がないものとして棄却する旨の決定

続行

審理予定時間を超過したので裁判官は続行する旨告げた。

次回期日(既指定)  
来る一月二二日午前一〇時

特記事項

閉廷直後、被告人は退廷するに際し、予め用意した多数の小紙片を傍聴席に向って撒布したので、裁判官はこれに対して拘束を命じ、兵庫県警察本部派遣の生田警察署警察官をして、裁判所構内の交通事故相談室に留め置かせた。

昭和四六年一月八日  
神戸地方裁判所第三刑事部

裁判所書記官 西山 明光

# 決定

住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地

著述業

松下 昇

昭和十一年三月一日生

右のものに対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について次のとおり決定する。

## 主文

本人を過料三万円に処する。

## 理由

(事実の要旨) 本人は、昭和四五年二月二四日午前一〇時の本人に対する建造物侵入、威力業務妨害、器物損壊事件の、当庁二一号法廷に於る第一回公判期日の審理に際し、裁判長の再三の制止を無視して傍聴席に向つて、「被告人会議を開く」等の発言を三回繰返えしたり、予め用意した多数の紙片を傍聴席に向つて散布する等の不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し、且つ裁判の威信を著しく害したものである。

(適用したい法条)

法廷等の秩序維持に関する法律

昭和四五年二月二四日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判長裁判官 山下 鉄雄

裁判官 大須賀・欣一  
裁判官 林 豊

## 制裁裁判調書

### 拘束に関する事項

本人は、昭和四五年二月二四日、前記被告事件を審理するに際し、裁判長の再三の制止を無視して傍聴席に向つて、「被告人会議を開く」等の発言を三回繰返えしたり、予め用意した多数の紙片を傍聴席に向つて散布する等の不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害したので、裁判長は、合議の上、兵庫県生田署司法巡查堀田義昭に、同日午前一一時一八分、本人を拘束させ、裁判所構内交通事故相談室に本人を留め置かせた。

### 弁護士への補佐

本人は、在廷中の弁護士人樺島正法の補佐を受けたい旨口頭で申し出たので、裁判長は合議のうえ、これを許した。

### 人定質問

本人は、答えない旨告げたが、前記被告事件の公判手続に於てなされた人定の結果により、本人であることを確認した。

### 裁判長

前同日午後一時一五分別紙決定宣告

## 補佐する弁護士の陳述の要旨

- 一、本人は他の被告人や傍聴人と比較して喧騒に亘る様な事はなかつたのに、特に、他の者をも代表して本人に過酷な制裁が、加えられる事は納得出来ない。
- 二、本人が、ピラを傍聴席に向つて散布したのは、事件審理が閉廷された後の事であり、法廷警察権が、これに行使されたのは、時間的範囲を超えて不当である。
- 三、「法廷等の秩序維持に関する法律」というのは、法廷を代表する裁判官が、言わば被害者である害なのに、その被害者である裁判官が、その裁判をする事になっており、これは憲法に違反するものである。

## 本人の陳述の要旨

- 一、「私が被告人団で会議を持とう」と言ったのは、私達被告人団の意見統一をする事だと考えたからであり、それが裁判進行の妨げとはならないと考える。
- 二、私の散布したピラは、傍聴人に配布された大きなピラと本質的に交りはなく、私の意見の表現である。
- 三、制裁裁判は、非公開であり対立当事者もなく普通の裁判に比べて、変則的である。将来に向つてこの程席の裁判でも、普通の裁判と同じような形でなされるべきだと思ふ。

## 釈放に関する事項

本人を過料に処する旨の決定が宣せられたので、裁判長は同日午後一時二五分本人の拘束を解く旨命じ、兵庫県生田警察署司法警

察員金村博にその釈放手続をさせた。

昭和四六年一月五日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判官書記官

西山 明光

## 抗告申立書

神戸市灘区高羽字楠丘一〇

申立人

松下 昇

## 申立の趣旨

昭和四五年二月二四日神戸地方裁判所第三刑事部裁判長が申立人に対してなした法廷等の秩序維持に関する法律に基づく制裁裁判を取り消す。  
との裁判を求めらる。

## 申立の理由

- 一、右裁判官は、右日時、右法律に基づき、申立人に対し、過料三万円の制裁裁判を行なつた。
- 二、しかしながら、右裁判は、法廷内の表現の自由、被告人の正当な表現行為を不当にも圧迫するものであり、前記法律及び刑事訴訟法並びに憲法の趣旨に反し、許し難いものである。
- 三、より詳細は、別途補充書にて述べる。

四、右理由により、申立の趣旨記載の裁判を取り消されたい。

五、追記 「申立の趣旨記載の裁判の抗告について裁判があるまでその執行を停止する」との裁判を求めらる。

昭和四五年一月二十九日

右申立人 松下 昇 (印)  
右申立代理人 井護士 澤嶋 正法 (印)  
大阪高等裁判所 御中

### 抗告理由補充書

法廷の秩序維持に關する法律違反

神戸市灘区高羽楠十 申立人 松下 昇  
右事件につき左記の通り抗告理由を補充する。  
昭和四六年一月一日

大阪高等裁判所 第四刑事部御中

### 記

一、昭和四五年一月二十九日に井護士を代理人とする抗告申立書を提出したが、さらに仮装被告としての△私▽が、抗告理由補充書を提出する意味のうち最大のものは、「私」という主語に、記号△▽を付けたことに暗示されている。即ち、制裁裁判は、たんに松下昇という個人に対して、おこなわれたのではなく、まだ人定質問の終了していない波告団全体、とりわけ、退廷させられた四名と、拘束された三名(申立人の拘束に際して抗議した者が、

さらに拘束されているが、この第三番目の拘束について公判調書は記述していない。)に対する措置と同質のものであり、この措置の批判をふくめて包括的に抗告していかうと考えるからである。

二、第一回公判の事実性は、添付した疎明資料、a、bを媒介にするとき、はじめて明確にとらえるのであるが、公判調書制裁裁判調書、決定書のいずれも、疎明資料a(このビラは、仮装した合唱隊の歌声と共に配布され、権力にいられた被告団を止揚する新しい仮装被告団の誕生を準備した。)については、全く記述しておらず、疎明資料bについても、表面的な記述があるのみで、その表現行為が裁判過程でもつ重大な意味(法的な時空間がしいてくる力としての△▽をふり払っていくこと等...)にふれていない。それゆえ、制裁裁判の決定は極めてあいまいな根拠しか持ちえないのである。

三、制裁裁判については、その調書に  
(イ)秘密裁判の途中に、ある入口から二名の傍聴人が入廷し、警備員によって暴力的に排除されたこと。  
(ロ)井護士、被告人の陳述より前に一方的な決定が宣告されていること。

か、憲法に違反するかどうかについての判断だけを求めているのではない。もちろん、それについての判断を貴裁判所が職務としておこなうことを求めるけれども、それ以上に、不正確な文書にもとずいて、法体系に呪縛されつつ職務を果すときの苦痛を対象化することが、この裁判にかかわる全ての人間たちのためにも必要とされているのである。

五、抗告申立書および補充書に対する決定書(棄却するにしてもその理由書)は、これからの裁判過程に深い関係をもつものであるから、次回公判(一月二十二日)までに申立人あてに送付されるよう要望する。

六、.....  
昭和四六年 秩は 第一号

### 決定

住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地  
文部教官(国立神戸大学教養部講師) 松下 昇

昭和四五年三月一日生

右の者に対する法廷等の秩序維持に關する法律による制裁事件につき、昭和四五年一月二十四日神戸地方裁判所がした決定に対し、本人から抗告の申立があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

### 注文

本件抗告を棄却する。

### 理由

本件抗告申立の理由は、申立人本人及び申立代理人澤嶋正法連名作成の昭和四五年一月二十九日付抗告申立書及び申立人本人作成の昭和四六年一月一日付抗告理由補充書に記載のとおりであって、要するに、申立人の傍聴席に対する発言及び紙片を撒布した行為につき制裁を科した原決定は、法廷内の表現の自由、被告人の正当な表現行為を不当に圧迫するものであり、法廷等の秩序維持に關する法律及び刑事訴訟法並びに憲法の趣旨に反し許しがたいものであるから、その取消を求めるといふのであるが、右申立書及び補充書の記載自体からは果して右法令の如何なる条項に違反すると主張するものであるかは必ずしも明確でないけれども、その主張から推測すると、法廷等の秩序維持に關する法律に違反するといふのは本件申立人の行為が同法二条一項の行為に該当しないといふものよりであり、憲法に違反するといふのは法廷等の秩序維持に關する法律が憲法二一条の表現の自由を保障する規定に違反するといふものよりであり、刑事訴訟法に違反するとの主張は刑事訴訟法の如何なる条項に違反すると主張するものであるかは全く不明確であるから、刑事訴訟法違反の語を用いても、法廷等の秩序維持に關する法律五一条一項にいう法令違反の主張とはいえないものと考えられる。

よって、一件記録を調査したうえ、右抗告理由につき順次検討する。

まず、申立人の行為が法廷等の秩序維持に關する法律に違反するとの点につき案ずるに、原決定の認定した事実によれば、申立人本人は、昭和四五年一月二四日午前一〇時の本人に対する建造物侵入、威力業務妨害、器物損壊被告事件の神戸地方裁判所二一〇号法廷における第一回公判期日の審理に際し、裁判長の再三の制止を無視して傍聴席に向つて「被告人会議を開く」等の発言を三回繰返したり、予め用意した多数の紙片を傍聴席に向つて撒布する等したというのであつて、右被告申立人の行為は法廷等の秩序維持に關する法律二条一項にいう不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し、かつ裁判所の威信を著しく害したものに該当すると解するのが相当であり、これと同旨に出た原決定には何ら前記法条の解釈適用を誤つた違法はないから、右所論はできない。

つぎに、法廷等の秩序維持に關する法律が憲法二一条に違反するとの点につき案ずるに、表現の自由が憲法上保障された人権として尊重されるべきことはいふまでもないが、法の支配、法の優位を基盤とする民主社会においては、法の權威の確保は、法の具體的な宣明をその使命とする裁判の行なわれるべき法廷等の秩序の維持及び裁判の威信なくしては、とうてい所期することはできず、右法律によつて裁判所に屬する権限は、直接憲法の精神すなわち司法の使命とその正常適正な運営の必要に由来するものであるから、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、または裁判の威信を著しく害するような不穏当な言動は、憲法上保障された表現行為といふべきものではなく、したがつてこれに対し制裁を科する法廷等の秩序維持に關する法律は表現の自由を保障した憲法二一条に違反するものとは解せられない。右所論も採用しがたい。

そして、記録を検討しても原裁判所の訴訟指揮には何ら違法不当の点はなく、本件抗告は理由がないから、法廷等の秩序維持に關する規則一八条一項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

昭和四六年一月一九日

大阪高等裁判所第四刑事部

裁判長裁判官 田中勇雄

裁判官 尾鼻輝次

裁判官 知識融次

右は謄本である。

同日同庁

裁判所書記官

文井

健

印

## 第二回公判(1.22)メモ

裁判長 被告出席は三名か。二人は来ていないな。

傍聴人 人定質問は終つたのか?

裁判長 終つた。

松下 公判調書に重大な誤りと欠落があるので、まず、ここに集まつたすべての人々と討論したい。

裁判長 刑量(注、制裁裁判の)に反対、ということか?

松下 誰が、何が被告なのか、また確認されていない。人定質問はどういう手段で完了したというのか。

裁判長 検察官に指名してもらつた。——橋本、前に出なさい。そこ(注、かれは傍聴席にいて、発言した)いと出頭と認めなさい、発言を認めなさい。

橋本 調書についていいことがある。

裁判長 やめなさい。制裁の対象になる。

橋本 前回は被告席にいなかったのに、人定質問は終つたというのか? 矛盾するではないか。

井護人 人定質問でなく出頭確認が前回に行なわれた、と解釈するのが適當だ。人定質問と出頭確認とは違ふ。被告が被告席に立ち、黙秘すべきところは黙秘するのを確認したりしながら、なされるのが人定質問である。公判調書は意外な、奇異な記載をしている。

裁判長 出頭を確認すれば人定質問には足りる。

傍聴人 刑事訴訟法と違ふぞ!

裁判長 起訴状朗読を。

傍聴人 まず人定質問だ。

松下 被告であるかもしれぬ人に呼びかけて、その人の発言をひきだすのが人定質問だ。写真判定などで済ませるのは言語道断だ。

井護人 さちんと手続きをふんでくれ。

裁判長 被告人の確認は終りましたから……

井護人 検察官に聞いただけで済ませるのはおかしい。井護人にさえ確認をもとめなかったではないか。井護人を無視しているのか?

裁判長 そんなバカなことない。それはイイガカリだ。被告をいちばんよく知っているのは検察官だ。

井護人 いや井護人だ。

裁判長 検察官は捜査段階から知っている。

井護人 ぼくはもっと前から知っている。

裁判長 それではなんと確かめてもいいことだから、被告人が応じらるなら人定質問をやらう。

橋本 なら公判調書の修正が必要だろう。

松下 起訴状記載の恣意的順序にとらわれず、人定質問に答えたい被告から答える。

裁判長 それは誰なのか?

(ひとりが傍聴席から被告席にはいつて発言。そのとたんに機動隊員らが駆けこんでかれをとりかこむ。)

裁判長 拘束。——人定質問を受けたいのは誰だ? こっちは終つたとしてゐるんだが。

傍聴人 いまが被告よ。人定質問もしないで拘束していつの?

裁判長 誰だそこでキイロイ声でいつてるのは。

傍聴人 機動隊導入を釈明してもらおう。

裁判長 被告松下昇、立ちなさい。前に出なさい。

松下 人定質問には応ずるが、私が最初ということはありません。

裁判長 起訴状の順番だ。応じないものと認めるぞ。

松下 応じないのでなく、もっとも本質的に応じようとするばかりか……

裁判長 森川佳津子……

(傍聴席、騒然。裁判長はこれを抑えようとして)

裁判長 橋本、拘束を命ずる。

傍聴席 なぜだ! ナンセンス! いつ要請した、印を?

裁判長 森川佳津子、応じないものと認めます。橋爪……  
橋爪 人定質問にはいまは応じられない。なぜ機動隊がはいってき  
たのか、それを釈明してもらいたい。裁

裁判長 機動隊は裁判長が要請した。  
傍聴人 いっだ！

裁判長 いっだからという必要ない。

傍聴人 どういう理由によって、いつ要請したのか、それを明らか  
にしなければ人定質問に応じない、とかれはいつているのだ。

被告の権利を認めないのか。 裁判官！

裁判官 (答えず) 訴訟はつぎの段階に……ヤカマシイ！

(検事、立つ。)

橋爪 裁判長、ぼくのいったことに答ええないのか。

(検事、強引に起訴状を読みはじめ。ヤジ。松下、立って検事  
に近づき、ヒョイと検事のまえのマイクを取る。検事、猛然と奪い  
かえず。廷吏たち、傍聴人数名、その場へ駆けよる。傍聴人は傍聴  
席へ押し戻される。松下のみ、そのあと最後まで、法廷の中央の証  
言台に手をつけて場景を観察しているが、誰もかれに手を触れない。)

検事 裁判長！ 本官をバカヤロウといった傍聴人がいます！

裁判長 騒がしいから、全員退廷を命ずる。

(機動隊員と廷吏が、抗議する傍聴人たちを、ひとりずつ退廷さ  
せてゆく。一〇時五〇分。)

傍聴人全員が退廷させられたあとの法廷では、その措置の不当を  
弁護人が論ずるが、裁判長は受けつけず、起訴状朗読にはいろいろと  
する。この状態で起訴状朗読は聞けない、と述べて退廷しようとし

た松下氏は、出口付近で拘束される。そのあと、「出席」被告三名  
にたいする起訴状の朗読があつて、閉廷。拘束された三名は、数時  
間後に解放された。

(野村)

## 第二回公判調書 (松下 昇 他四名)

併合

裁判長 本件弁論に、被告人に対する昭和四五年(わ)第一〇七七号器

物損壊被告事件並びに森川佳津子に対する昭和四五年(わ)第五三

一号、上野恵司に対する昭和四五年(わ)五三二号、樫木善純に対

する昭和四五年(わ)第五三三号、橋本和義に対する昭和四五年(わ)

第五三四号、各建造物侵入等被告事件の各弁論を併合する旨の

決定、

公判調書の記載に対する異議申立

弁・樺嶋 各被告人に対する各被告事件の前回公判調書には、検察  
官の指示により出頭した被告人らの人定が完了したかの如き記  
載があるが、弁護人としては、前回公判で行なわれたのは、単  
なる被告人の出頭確認に過ぎず、人定手続とは解さないのが妥  
当と考えるので、右記載については、その意味で正確性の異議  
を申し立てる。

裁判長 裁判所が人定質問を行おうとしたのに被告人らは、これに  
応じなかったので、検察官の指示により被告人らの人定確認を  
済ませた。従つてその旨の記載がなされている当該期日の公判  
調書の正確性についての異議申立はその理由がないものと考え  
る。

人定手続きについての意見

弁・樺嶋 検察官の指示により仮に人定確認をすませたとしても被  
告人らが応ずるなら、人定質問を更めて施行してもさしたる訴  
訟遅延もなく、手続の安定性、確実性からは、かえつて妥当と  
考えるので、追完的に人定質問を施行されたい。

人定尋問

被・松下昇 人定質問そのものに応じないわけではないが、まず最  
初に受ける必然性はないので、この段階で応ずるわけにはいか  
ない。

被・森川 黙して答ええない。

被・上野 後記法廷における秩序維持のための処分としてなされた  
傍聴人二名の拘束に際し、法廷に警察官を導入した理由の釈明  
を求める裁判所がそれについての自己批判をしない限り人定質  
問には応じない旨陳述。

法廷における秩序維持のための処分

被告人松下昇の人定質問に関する同人の陳述が終つた頃、傍聴  
人のうちから、茶色のジャンパー着用の二一、二才の男が、傍  
聴席前列付近に起立し、傍聴席に向つてアジ演説を始めたので、  
直ちに裁判長はこれを制止した。右の者はその制止を無視し、  
更に演説を続けたので、裁判長はこれに対し拘束を命じ、兵庫

裁判長の処分に対する異議申立  
弁・新谷、樺嶋  
傍聴人全員に対する退廷命令及びその執行につき左の理由によ  
り異議申立

一、傍聴人全員退廷を命ずるには、余程重大な審理妨害があつ  
て、而もその者が全然特定できないということが客観的に明  
らかであるという状態でなければならぬ。ところが先刻の  
傍聴席からの発言者は、特定できない状態ではなかつた。従  
つて発言している者に対し順次退廷命令を発してこれを執行  
していけば足るのであつて爾来の静肅に傍聴している者をも

含めて直ちに退廷命令を発したことに、合理性、妥当性がなく裁量権を超えて不適法な処分である。

二、同じ傍聴席にいる新聞記者に対しては、退廷命令を執行せず、他の傍聴人に対しては、これを執行するというのは合理性に欠ける。裁判所は、特定の好のみに合った者のみに傍聴を許し、それ以外の者をすべて排除するというのは違法な傍聴制限である。

裁判長

異議申立は、その理由のないものとして棄却決定

分辯

裁判長

本件弁論より不出頭の被告人榎木善純同橋本和義について各弁論を分離する旨の決定

分辯弁論についての指定告知した次回期日

来る三月十日午後一時

主任弁護人の指定

裁判長

被告人松下昇、同森川佳津子、同上野恵司の主任弁護人権嶋正法に指定する。

法廷秩序維持のための処分

検察官の起訴状朗読が、始まった頃、被告人松下昇は、検察官の把握したハンドマイクを奪取しようとしたが、直ちに、裁判所警備職員及び法廷警備職員及び法廷警察員に阻止された。傍聴人全員退廷後、再び検察官の起訴状朗読が、強行されるや同人は、「被告人がいないのに朗読ができるんですか、そんなも

のはやれませんよ」とか「そんなもの認められませんよ」等と発言し、退廷しようとしたので、裁判長は直ちにこれに対し、在廷すべき旨命じたが、同人は無視し、なお退廷しようとした。裁判長は同人に対し、拘束を命じ前記警察官をして前記場所に留めおかせた。

指定告知した次回期日

来る三月十日午後一時

昭和四十六年一月二十九日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判所書記官 西山 明光

## 岡山から

総括

どんなレベルで人間の  
共同性を恢復するのか

萩原 勝

これまで大学紛争とか安保粉砕、沖縄解放などの大きな一般的スローガンのもとで闘争は戦われてきた。私たちは、ここで「共有された状況の一般的な課題と状況に係わる自分の生活過程に個有な課題との同時的追求」というようないい方をして来たのだが、このいい方はいままも変わらないと思う。だが、また、私たちはここで「共有された状況における私たちの共同性同時的追求」といういい方をしてもいいはずだ。個の主体の根源である人間共同性へ係わりうるように、いかにしたら私たち自身の生活過程が相互に状況の内的過程、その展開の「媒介の構造」であることができるかということ

が問われるのだ。  
この「教官処分に関する人事院の公開口頭審理」にあたって、私

のスローガンによって状況の未知の総体をどこまで広く包括しうるかということ、そして、また、このスローガンのなかに未対象化のままに含まれている状況の未知の構造、人間的意味(あるいは、新しい人間的な質)が実現(対象化)されてゆく過程のものとして媒介的に出され運動提起とされたかからた。

だから、この「五日間」は政治主義的過程でも、また、キャンペーン斗争でもなくて、より本質的に「祭り」のもの、いま、この拡散した状況のなかでそれぞれが人間の共同性へどのように自ら係わるのか、そんな共同性の視座の深化の過程としてこそ、それがどんなに乏しいものであるともリアリティを持たなければならなかった。それにまた、「処分撤回斗争」という形態をとり得なかったのは、それが状況のリアルな展開軸となるためには状況はあまりにも拡散してしまい、沈黙のなかで荒廃してしまっていたからである。

いままでもなく、政治は基本的に共同性のもので、いわゆる「政治主義」のワクを越えて人間生活の総体(法、ことば、国家、階級、生産、学問、技術、セックス、土着、……)においてすべての人々を包む人間の諸関係の総体としての共同性のものであるが、にもかかわらず、私たちはいまこの共同性においてさえも個々に拡散し孤立に曝されている。あるいは、この「共有された孤立」のその共有の内部構造こそ、状況の内部構造(矛盾の総体)として対象化さ

れ人間的に綜合されようとしているといつてもいいのだが、この矛盾の構造を人事院斗争について具体的にいえば、私たちはこれを「権力の追及の場」として発想・設定したのに、人事院は本来「調停の場」であつて、しかも、大学と同じ国家の権力機関であり、この矛盾をどうして私たち自身の自己矛盾として運動原理へ転化するか、そして、また、参加者（請求人、代理人、傍聴人）各人の間の内部矛盾（たとえば、共有されたことばがないこと）をどのようにして私たち自身の自己矛盾として運動原理へ転化するかという形で現われた。だが、前者についていえば、私たちは人事院（公平委員会）の制度的ワタを押しひろげようというあせりのために逆に人事院の「調停者であること」そのことの「甘さ」のワナ（権力の甘さ）に陥んでしまい、その「甘さ」こそ攻撃の焦点を集中させることによつて逆に更に一そう「審理をさせる」ことには失敗したのである。この問題は次回の審理に大きな重い課題として持ち越された。

さて、「孤立」は「孤立」であるというもうそれだけのことで越えられなければならないものであることは自明のことなのだが、しかも、なお、いまこの「孤立」においてこそ生活（歴史）の諸矛盾が総体として公開（告発）されて来るのであるから、「孤立」をこの自己矛盾においてこそ歴史のなかを運動しているものとして捉えるのでなければならぬ。この「孤立」は「孤独」でも、また、「少数精鋭主義」（前衛幻想ブルジョワ幻想）でもなく、過去に支配的だった共同性（ブルジョワ共同性）の崩壊そのものの現れ（出現）として、いま、必然的に世界的な過程となるのだ。

「孤立」が幻想崩壊（ブルジョワ幻想崩壊）、つまり、共同幻想崩壊（普遍言語の崩壊、法の崩壊、コミュニケーションの崩壊、人

間媒体の崩壊……）のものであること、「孤立」が一つの共同性の崩壊のものであるという本質において個のレベルのものではなく、すでに共同性のレベルのものであることを私たちはどのような具体的な時間過程を通して表現していったらいいのだろうか。そして、「孤立」がすでに共同性の次元で展開しているというこの状況の内部矛盾の構造は、暴力が幻想崩壊、共同性崩壊、つまり沈黙のもの、あるいは、沈黙における無媒介的な自己展開のものであるという本質においてすでに幻想性（共同性）のレベルのものであること、あるいは、沈黙が言語崩壊（普遍言語の死語化、共同性崩壊、幻想崩壊……）のものであるという本質においてすでに言語のレベルのものであるという自己矛盾の構造と同じことであり、こんな自己矛盾の総体として「孤立」が状況のなかでリアルなものとなるのだ。

「孤立」は「沈黙」（暴力）である。ところで、権力の沈黙こそ、これまでのすべての運動の時間過程で大衆の次元に曝され公開（告発）された権力の構造そのもの、「リクツもヘッタクレもない」欺瞞的居直りの、しかも重くリアルな人間支配の本質だ。たしかに69年の運動はすでに世界史のなかで長い間準備されていたこの沈黙（市民社会の崩壊）の公開（告発）、つまり、幻想破壊の運動としてこそ展開したし、また、しえたのだが、しかし、権力の沈黙がここまで露わに曝し出されてしまったとき、幻想破壊の運動としての周期を一つ完了したのであろう。この人事院斗争は、69年の斗争状況の延長ではないことなど以上の総括を必然的に含むものであるが、また私の釈明要求にも公開状況にも一切答えず一言も発しなかつた「沈黙」のたんだまり大学評議会」と私の沈黙そのものにおいて対応した「処分」の審査過程」の直接の展開であつて、また、私に直接の関連でい

えば、私が大学紛争へ係わつていった69年以前の私の沈黙の生活過程からの展開でもあり、いくつもの沈黙の総括が、それも対象化し得ない無名のままに、この「五日間」にひしめき合つて重層的に迫つて来るという「重い時間構造」のものとなつた。なにはともあれ、私たちがそこから仮りに一歩も外へ出ることができない現体制直下において沈黙が深く敵対的に交又する状況の原点（発想の人間の領域）といったものがその生活共同性の深部から表現されるそんな具体的な時間過程、あるいは、どんな共同性のレベルにおいて生活共同性の情念（呪い）の深部から人間を解放するのかがということが対象化されるそんな具体的な時間過程こそが私たちの生存の欲望の根源において望まれたし、また、望まれているのだ。

たしかに、私の沈黙も権力の沈黙も幻想崩壊、共同性の崩壊という点では同じリアルな暴力次元のもの、生活共同性の真底の暗闇にたがってゆくなにか非人間的な「死の領域」のもの、惨めなものである。それならばこそ、権力の沈黙において、また、それを媒介としてこそ、私（たち）の沈黙を対象化し私たちが自身が「権力との関係」において自己展開（人間解放）してゆくのだといふいまの状況の展開構造、つまり、対権力の構造、新たな共同性のレベルとその構造が解明されんことを。あるいは、沈黙の無媒介性と媒介性とはからみ合う情念（呪い）の対象化過程こそ要求されるのだ。

私たちはまだ本場に有効なことば（共有されたことば）がないのだから、一人一人の発言の内容よりは権力の前で「われわれは皆同じだ」といえるような共同性の地平への大衆的進出が必要だし（代理人の発言は請求人の発言とみなされる）、あるいは、また「わたしは正当だ」などと無媒介的・無言語的に短絡することよりは新たな

な共同性の形式のその過程でこそ「権力にはわたしたちを裁く資格はない」「ことが明らかにされてゆくような「有罪性」に居直つていく私たちが自身の生活過程が必要だろう。法こそまさに共同性のレベルのものである。裁きそのものの本質こそ共同性の間のなかで問ひ出されてゆくのでなければならぬ。また、「本人の思想・心情は問はず、行為の事実においてのみ処分をした」という権力のいい分の嘘を公開（告発）するため、あくまでも行為の事実（を解釈して、問題をモラルの次元にすりかえてしまふのではなく）に喰いつくことが必要だし、つまり、私たちの行為がいま必然的に孕んでしまふしかない私たちが自身にとつても未知の人間的存在として居直るしかないし、権力のことば（論理）、発想を私たちの発想において使用する発想の敵対的交又の具体的な表現過程がほしい。権力は幻想崩壊においてその幻想性（ブルジョワ共同性）の水準、つまり、「法」（ことば幻想）の水準から「掟」（沈黙）の水準へと生活共同体、あるいは、生活運命共同体の暗闇の底へ転落してしまつていくが、この崩壊は旧軍部ファシズムというよりは、市民社会の世界史的崩壊過程をもつとも非惨な程度で代表した市民社会のヘーゲル・ナチスのなゲルマン民族共同体への国家民族主義的後退と酷似しているか、あるいは、はるかにそれ以上のものであつて、権力のこの国家民族主義共同体へのファシズム的変質こそ、入管法や日本権力のアジア侵略体制化、大國軍国主義復活ばかりではなく、「公害の一億総責任論」（佐藤総理）、地元土着権力の手を通じた国家権力のさまざまな介入、弾圧、たとえば、岡大における「教官処分」（また九州柳川市の伝習館高校や淡路島の三原高校における教員処分）として現われて来るが、これら国家民族主義共



団体権力の「人間破壊」の本質はさらには破防治安弾圧となって国家権力のすべてのレベル（司法権力、資本、大学……）だけではなく、日常の一般社会からも形を変え姿を変えていとも「簡単に、心情的に」現われて来る。市民階級の存在基盤（人間基盤）の歴史的解体とともに市民社会（ブルジョワ共同性）が解体して国家民族主義的な生活運命共同体の暴力的な支配構造が露骨に曝し出されて来たが、いま、市民社会総体から人間が解放されてゆく過程で生活共同体深部からの人間解放（土着の解放）を實現するような共同性のレベルの発見こそが望まれているのだと思う。

なお、この「五日間」は無展望においてこそ所有されたというよりな「重い五日間」だったが、また、たしかにおもしろいものだった。私たち（請求人、代理人、傍聴人）はなんべんも声を出して爆笑しだし吹き出したりした。事務局長（この三月まで東大の庶務部長だった人）を先頭に「大学評議会」がうしろについてやって来た大学権力の文部省並国家権力まるだしの姿や、（学長本人はついに姿を見せなかった）、また、私たちの追及に対してなにひとつ喋らないというのには「立言」しえない「沈黙」のたんまり大学権力「など（ついでだが処分者の沈黙ぶりが異様に見えたらしい公平委員長は「普通、組合争議などの場合は、処分者側はもう少し喋るのですがねえ、……」などといっていた。）大学権力の予想通りの公開（告発）された正体をいくつも見る事ができたのだが、しかし、私たちは私たちの「沈黙」ばかりではなく、また、同じことだが、私たちの「笑い」「さえもまだ言語対象化（平明化）して大衆のものにまで広げることができないのである。そして、ここに問題はすべて集中しているのだ。」（一九七〇年十一月）

### その後の事実経過

○九月五日、十月二十八日、人事院公開口頭審理に対する岡山次元での第一回目、第二回目の総括集会を開いた。（岡大学館ホール）。

○黒田教養部長より九月二十二日の日付で、九月二十二日で停職期間が終了し、二十三日からは「勤務」に復帰すること、また、後期（十月十六日開始）からの授業担当依頼の形式的手紙が荻原、坂本の二人のところへ送られた。（また、荻原のところへは十月一日の日付で同教養部長より再び授業担当依頼の通知があった）

坂本（担当科目 英語）の場合は、九月二三日、教養部長の先の手紙に対して「V」を続行すると回答、十月十六日からの後期授業に対しては当局側の設定する時空（カリキュラム）と形態（英語テキスト使用）を成立させつつ「授業」→「V」という表現不能の創造の時空間を追求している。

荻原（担当科目 ドイツ語）の場合は、九月二十二日、十月十六日のそれぞれの日付で大学権力に対する公開状という形で「授業再開」の宣言、「授業再開の宣言」を破棄する」のビラを公開し（学長と教養部長とへ送付）、いまも「教官業務」には復帰していない。また、これに対して今日現在（十二月四日）に至るまで大学権力からの対応（たとえば授業に関する「業務命令」）はまだない。荻原はいま「ドイツ語公開自由クラス」というカンパ内でドイツ語を一つのメディアとした他人への係わり、孤立における共

同性の包括的展開といった「沈黙」の無媒介的・間媒介的な時間過程を追求している。

○人事院のはうからは十月三日の日付で、文書提出依頼の通知が荻原、坂本二人のところへそれぞれあったが（十二月中頃に提出予定）、その後連絡はない。第二回目の審理についてはその日時、場所、方法などは目下のところ不明である。